

中国リスク管理セミナー

「中国における商業賄賂の現状～現場事例から説く実状と対応策」

中国ビジネスにおけるリスクマネジメントにおいて、商業賄賂への理解と対策は大変重要になってきています。これまで日本企業が商業賄賂に関連して行政処罰を受けたケースも少なくなく、そのなかには法律に対する理解不足や情報不足により、意図せず商業賄賂と認定されたものもあります。

特に中国では企業間取引であっても商業賄賂に認定される場合があり、行政機関からの行政処罰や企業からの民事賠償責任等を追及される可能性もあります。

さらに、すでに公開されている「不正競争防止法」の改正草案では、ケースによっては「従業員による商業賄賂行為を経営者による行為と見なす」ことや、契約書や会計証憑に事実即した内容を記載せずに経済利益を供与した場合は商業賄賂とされることが規定されており、企業全体のコンプライアンス意識の向上が求められます。

今回、上海にて数多くの日系企業の商業賄賂に関する相談を受け、その対策をアドバイスされている王穂弁護士を講師にお招きし、実務現場の事例から中国ビジネスを取り巻く商業賄賂問題とその対応策についてレクチャーいただきます。

【主催】 株式会社チェイス・チャイナ (<http://chasechina.jp>)

【日時】 2017年11月16日(木) 13:30～16:30 ※13:20開場

【会場】 横浜情報文化センター7階小会議室 横浜市中区日本大通11番地 (<http://www.idec.or.jp/shisetsu/jouhou/access.php>)

(JR・関内駅から徒歩10分、みなとみらい線・日本大通り駅から徒歩0分)

【費用・1名様】※定員数20名程度

一般：10,000円(税込) 優待(チェイス購読者・MCH会員・講師紹介)：8,000円(税込)

資料のみ：8,000円(税込)

【講師プロフィール】



上海開澤法律事務所パートナー弁護士 王穂 氏

日本東京大学法学部公法学科卒業 一橋大学大学院経済法・民法法学科修了

1995年10月に中国弁護士資格試験合格後、東京・黒田法律事務所、アンダーセン毛利法律事務所北京事務所などを経て、現在に至る。日本で法学教育を受け、日本及び中国の法律事務所にて長年日本の対中投資業務に関与。

契約法、労働人事、外商投資、企業M&Aなどに精通。

2005年8月 日本国独立行政法人中小企業基盤整備機構 海外支援アドバイザー登録

【プログラム】 ※最新の情報をお届けするため一部のプログラムを変更する可能性がありますのでご了承ください。

1. 中国の商業賄賂に関する法的環境、

リスク外観

- 1) 最近のニュース
- 2) 商業賄賂とは(刑法、不正競争防止法)
- 3) 法律法規とその実行性
- 4) 中国人、中国企業の意識、ビジネス文化・習慣

2. 現場事例から説く実状

- 1) 事例①刑事事件(責任者に対する懲役刑・法人に対する巨額な罰金刑)
- 2) 事例②行政処罰(不正競争防止法)
- 3) 事例③④⑤
- 4) 回避策・対応策

3. よくある質問

- 1) 本社側の関心
- 2) 現地側の困惑
- 3) 法律と実務

4. まとめ

- 1) 管理の制度化、社内規定(労働契約、就業規則、秘密保持)
- 2) 事前防止策、事後の対応策
- 3) 普段の心得

住所	〒 ()		
会社名		電話	
参加者氏名		Eメール	
参加方法	一般 () 優待 () 資料 () 不明 () ※費用の項目をご参照の上、該当にチェックを入れてください。		

お申込み方法： Fax: 045-315-4946 Email: info@chasechina.jp (担当:横幕、杉山)

【注意事項】

費用のお支払いは事前のお振込みとなります。お支払いいただいた費用につきましては、原則返金いたしませんので、何卒ご協力をお願いします。諸事情により出席ができなくなった場合は、代理の方の出席をお願いいたします。

【お問い合わせ先】

株式会社チェイス・チャイナ セミナー事務局

Tel (Fax 共通) : 045-315-4946

E-mail : info@chasechina.jp (担当 : 横幕、杉山)